

平成 30 年度

北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業補助金 Q & A

<目次>

1 補助対象者について

- Q 1-1. 誰が補助を受けられますか。
- Q 1-2. 個人事業主は補助対象者となれますか。
- Q 1-3. 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。
- Q 1-4. 中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうちどの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。
- Q 1-5. 本社は東京にあります。北九州市内の事業所に省エネ設備を導入する場合、補助対象者となれますか。
- Q 1-6. 本社は北九州市にあります。東京の事業所に省エネ設備を導入する場合、補助対象者となれますか。
- Q 1-7. 工場を賃借して事業を営んでいますが、賃借した工場の省エネ改修を行う場合でも補助対象となりますか。
- Q 1-8. 補助対象とならないものにはどのようなものがありますか。
- Q 1-9. 市税を滞納していないことが要件となっていますが、具体的にどのような税が対象となりますか。
- Q 1-10. 申請書に添付する納税証明書はどこで入手するのですか。

2 補助対象事業について

- Q 2-1. 建屋の新設や増設をする場合は、補助対象となりますか。
- Q 2-2. 北九州市内にある既存の建屋を改修し移転する計画があります。既存の建屋に備わっている設備を省エネ改修する場合は、補助対象となりますか。
- Q 2-3. 全量売電する予定で太陽光発電設備を設置する計画ですが、補助対象となりますか。
- Q 2-4. 補助要件に、「設備設置工事の施工者及びサービスの提供者が市内事業者であること」とありますが、どのように判断するのですか。
- Q 2-5. 国や県の補助金とあわせて受けることは可能ですか。
- Q 2-6. 補助対象要件に、「工事の施工者、サービスの提供者が市内事業者であること」とありますが、自社では全ての工事を行うことができないため、一部を外注する予定です。市外事業者へ外注することは可能ですか。

3 補助対象設備・経費について

- Q 3 - 1. 消費エネルギーの見える化を図る機器類とは何ですか。
- Q 3 - 2. 工場を経営しており、電力会社と、低圧電力と従量電灯の2種類の契約を結んでいます。それぞれの契約に対して電力の見える化を図る機器の導入が必要ですか。
- Q 3 - 3. 生産設備は補助対象ですか。
- Q 3 - 4. 中古品は補助対象となりますか。
- Q 3 - 5. 冷蔵庫は補助対象となりますか。
- Q 3 - 6. 白熱電球をLED電球に交換する場合、補助対象となりますか。
- Q 3 - 7. 屋外照明をLEDに更新した場合、補助対象となりますか。
- Q 3 - 8. 省エネ設備は、チラシやホームページに記載してある設備のみが補助対象ですか。
- Q 3 - 9. 電気工事業を営んでいるため、自社で施工する計画ですが、自社施工の工事費は補助対象となりますか。
- Q 3 - 10. 消費税は補助対象となりますか。
- Q 3 - 11. 付帯工事も補助対象となりますか。
- Q 3 - 12. 複数の事業所で「北九州エコプレミアム」の「エコサービス」を利用する計画をしています。補助対象経費として認められるのは1事業所分の利用料ですか。それとも複数の事業所分の利用料ですか。
- Q 3 - 13. 同じ事務室内にある蛍光灯8台をLED10台に更新する計画があります。台数が増えますが、補助対象となりますか。
- Q 3 - 14. クリーニング店のボイラー・コンプレッサー、銭湯のボイラー等は対象となりますか。
- Q 3 - 15. 賃貸住宅のオーナーが設置する「各入居者用の空調機」も対象となりますか。

4 補助金交付申請について

- Q 4 - 1. 申請書の提出部数は何部ですか。
- Q 4 - 2. 複数の事業所への省エネ設備導入を計画していますが、事業所ごとに複数申請しなければなりませんか。
- Q 4 - 3. 複数の事業所への省エネ設備更新を計画していますが、事業所ごとに消費エネルギーの見える化を図る機器の導入が必要ですか。
- Q 4 - 4. 過去に「北九州市中小企業省エネ設備導入促進事業」の補助交付を受け、省エネ改修を行いました。今回、申請することはできますか。
- Q 4 - 5. 何をもちて事業の開始、事業の完了とするのですか。
- Q 4 - 6. 既に省エネ改修工事に着手していますが、補助申請できますか。

- Q 4-7. 消費エネルギーの見える化への取組みとして、電力の供給元を、既存の電力会社から別の電力会社へ変更し、変更後の電力会社が提供する見える化サービス（インターネットサービス）を利用する予定です。交付決定前であっても、新しい電力会社と変更契約を締結することはできますか。
- Q 4-8. 申請書に押印する印鑑に決まりはありますか。
- Q 4-9. 省エネ診断を受けなくても申請できるのですか。
- Q 4-10. 補助金に関する大まかなスケジュールを教えてください。
- Q 4-11. 環境省の「CO2 削減ポテンシャル診断推進事業」も審査においてプラス評価の対象ですか。
- Q 4-12. 次のような場合、第 2 号様式の所在地はどのように記載したらよいですか
- ①本社が東京にあって、北九州市にある工場に省エネ設備等を導入する場合
 - ②個人事業主で、住居とは別の場所にある個人事務所に省エネ設備等を導入する場合
- Q 4-13. 第 1 号様式別紙 1 の主な株主と比率はどのように記載したらよいですか

5 その他

- Q 5-1. 補助事業の採択・不採択はどのように決まりますか。先着順ですか。
- Q 5-2. 「北九州エコプレミアム」とは何ですか。
- Q 5-3. 補助の交付決定後に申請を変更することは認められますか。
- Q 5-4. 事業を行うにあたり資金を借り入れて実施しようと考えていますが、市の「環境産業融資」、「新成長戦略みらい資金」を利用することができますか。
- Q 5-5. 補助採択後の事務手続等で気を付ける点はありますか。

1 補助対象者について

Q 1-1. 誰が補助を受けられますか。

北九州市内に事業所を有し、市税を滞納していない事業者のうち、以下のいずれかに該当する方が対象です。

①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

※このうち、「みなし大企業」(発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者は対象外とします。)

②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの

③商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの

④法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの
(医療法人、社会福祉法人など)

Q 1-2. 個人事業主は補助対象者となれますか。

個人事業主も上記Q 1-1. ①の中小企業者に該当しますので、補助対象者となることができます。

Q 1-3. 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

(参考) 労働基準法 (抜粋)

(解雇の予告)

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

中小企業庁 (http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm) を加工して作成

Q 1-4. 中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうちどの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。

まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください。分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukat-su01_03000023.html)

次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

(http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

中小企業庁 (http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm) を加工して作成

Q 1-5. 本社は東京にあります。北九州市内の事業所に省エネ設備を導入する場合、補助対象者となれますか。

本社の所在地にかかわらず、北九州市内の事業所に省エネ設備を導入する中小企業者等であれば、補助対象者となることができます。

Q 1-6. 本社は北九州市にあります。東京の事業所に省エネ設備を導入する場合、補助対象者となれますか。

本社は北九州市にあっても、設備を導入する事業所そのものが北九州市内にない場合は、補助対象者とはなりません。

Q 1-7. 工場を賃借して事業を営んでいますが、賃借した工場の省エネ改修を行う場合でも補助対象となりますか。

賃借した事業所に省エネ設備・新エネ設備を設置する場合も対象となりますが、所有者の承諾が必要です。

Q 1-8. 補助対象とならないものにはどのようなものがありますか。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可・届出が必要な業種（飲食物の提供のみを目的とするものは除きます。）や宗教法人は原則として補助の対象としておりません。
その他、自治会等も対象としておりません。

Q 1-9. 市税を滞納していないことが要件となっていますが、具体的にどのような税が対象となりますか。

市の補助事業であることから、納税義務のあるすべての市税が対象であり、これを滞納していないことが必要です。

Q 1-10. 申請書に添付する納税証明書はどこで入手するのですか。

納税証明書は、下記の各区役所にある市税事務所市民税課又は各税務課で入手してください。なお、申請書に添付する納税証明書は、「市税に滞納がないことの証明」（完納証明）が必要です。（1通300円）

《納税証明書入手先》

・門司区	東部市税事務所	門司税務課	093-331-1881（代表）
・小倉北区	東部市税事務所	市民税課	093-582-3364（直通）
・小倉南区	東部市税事務所	小倉南税務課	093-951-4111（代表）
・若松区	西部市税事務所	若松税務課	093-761-5321（代表）
・八幡東区	西部市税事務所	八幡東税務課	093-671-0801（代表）
・八幡西区	西部市税事務所	市民税課	093-642-1452（直通）
・戸畑区	西部市税事務所	戸畑税務課	093-871-1501（代表）

2 補助対象事業について

Q 2-1. 建屋の新設や増設をする場合は、補助対象となりますか。

当事業では、エネルギー消費や温室効果ガス排出の削減を目的とした既存施設の省エネ改修等を対象としているため、新設や増設に係るものは対象外です。

Q 2-2. 北九州市内にある既存の建屋に移転する計画があります。既存の建屋に備わっている設備を省エネ改修する場合は、補助対象となりますか。

補助対象となります。

なお、エネルギー消費や温室効果ガス排出の削減を目的としていますので、省エネ効果の算出が必要です。

Q 2 - 3. 全量売電する予定で太陽光発電設備を設置する計画ですが、補助対象となりますか。

新エネ設備については、全量買取制度を利用するしないにかかわらず、補助対象としています。ただし、消費エネルギーの見える化を図る機器類を導入し、かつ省エネ設備を設置することが必要です。新エネ設備単独の導入は、補助対象外としています。

Q 2 - 4. 補助要件に、「工事の施工者及びサービスの提供者が市内事業者であること」とありますが、どのように判断するのですか。

設備設置工事の施工やサービスは、市内事業者が発注していただくことが必要です。交付申請書に添付していただく「見積書」、実績報告書に添付していただく「契約書」または「注文書」・「注文請書」、「請求書」等に記載される所在地・住所が北九州市内であるかによって判断します。

ただし、消費エネルギーの見える化を図るため、電力会社のサービスを活用する契約に限り、市外事業者と契約することが可能です。

なお、施工者及びサービスの提供者が市内事業者でないことが判明した場合、交付前であれば交付決定の取り消し、交付後であれば補助金の返還を請求します。

Q 2 - 5. 国や県の補助金とあわせて受けることは可能ですか。

同一の事業について、国・県・本市の他の補助金と重複して受けることはできません。補助金を重複して受けていることが判明した場合、交付前であれば交付決定の取り消し、交付後であれば補助金の返還を請求します。

Q 2 - 6. 補助対象要件に、「工事の施工者、サービスの提供者が市内事業者であること」とありますが、自社では全ての工事を行うことができないため、一部を外注する予定です。市外事業者へ外注することは可能ですか。

補助対象要件に、「工事の施工者、サービスの提供者が市内事業者であること」とあるように、申請者は市外事業者と契約することができません。また、工事の施工者も市外事業者へ外注することはできません。

ただし、例外として、消費エネルギーの見える化を図るため、電力会社のサービスを活用する契約に限り、申請者は市外事業者と契約することも可能です。

3 補助対象設備・経費について

Q3-1. 消費エネルギーの見える化を図る機器類とは何ですか。

消費エネルギーの見える化とは、事業所等で消費している電力量等を計測し、その結果をパソコンやスマートフォンなどの機器にグラフなどの分かりやすい形式で表示することで、事業所等に省エネを促すものです。

本事業においては、1時間単位の事業所全体の電力量を随時確認できる機能を有する設備又はサービスが対象となります。

「1時間単位の事業所全体の電力量を随時確認できる機能」とは、①瞬時データ（最低限1時間遅れ程度）及び②過去データ（最低限2日遅れ程度）が随時確認できる機能をいいます。

例えば、電力会社等のインターネットを經由したサービスの活用やデマンドコントローラーやエネルギーマネジメントシステムの導入等があります。

Q3-2. 工場を経営しており、電力会社と、低圧電力と従量電灯の2種類の契約を結んでいます。それぞれの契約に対して電力の見える化を図る機器の導入が必要ですか。

事業所全体の電力量を確認することを通じて、継続的な省エネに取り組んでいただくことが重要ですので、それぞれの契約に対して導入することが必要です。

ただし、どちらか一方の使用量が極端に少ないなど見える化を図る機器を導入する効果が小さいと思われる場合は、お問合せください。

Q3-3. 生産設備は補助対象ですか。

生産を目的とした設備は基本的には対象外としています。例えば、インバーターであれば、コンベアに使用する場合は対象外ですが、給排設備等のユーティリティに使用する場合は対象です。

判断の難しいものについては、お問い合わせください。

Q3-4. 中古品は補助対象となりますか。

中古品は、計画時点での省エネルギー効果の算出や適正価格の把握が困難であることから対象としていません。

Q3-5. 冷蔵庫は補助対象となりますか。

生産設備でない場合は、補助対象となります。

ただし、工事を伴うことが必要ですので、家庭用の冷蔵庫のように、コンセントに差し込むだけで使用できるものは、生産設備でなくても補助対象となりません。

Q3-6. 白熱電球をLED電球に交換する場合、補助対象となりますか。

当事業は、配線や配管工事などの設備工事を伴うものを対象としているため、工事を伴わない光源のみの交換は補助対象となりません。
同様に、節水コマなど消耗品・備品に該当するものも対象外としています。

Q3-7. 屋外照明をLEDに更新した場合、補助対象となりますか。

補助対象となります。
ただし、工事を伴わない光源のみの交換は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q3-8. 省エネ設備は、チラシやホームページに記載してある設備のみが補助対象ですか。

チラシやホームページには、例を記載していますので、省エネ効果が見込めるものは、対象となる場合があります。
ただし、工事を伴うこと、生産設備として使用しないこと等の条件を満たすことが必要です。判断の難しいものについては、お問い合わせください。

Q3-9. 電気工事業を営んでいるため、自社で施工する計画ですが、自社施工の工事費は補助対象となりますか。

自社施工の工事費も補助対象となりますが、利益を排除した原価を補助対象経費として計上していただく必要があります。
具体的には、雇用契約書や給与台帳等から算出した時間単価に、補助事業に従事した時間を乗じた額を補助対象経費とします。
添付資料も時間単価計算の基礎となる当該事業実施年度の給与台帳又は給与明細、年間所定労働時間算出表（年間営業カレンダーと就業規則等）、業務日誌、給与の支払額が確認できる書類等が必要となります。通常の記載方法とは異なりますので、お問合せください。

Q3-10. 消費税は補助対象となりますか。

消費税は補助対象となりません。その他、発電設備の連系に伴う受電側接続設備の工事費負担金、省エネ診断の受診経費等も補助対象とはなりません。

Q3-11. 付帯工事も補助対象となりますか。

本体工事に付随する経費のうち、最小限必要な経費と認められるものだけに補助対象となります。必要な経費と認められないものや付帯工事費用が過大なもの等については、補助対象外とします。この場合は、審査においてもマイナス評価をします。

Q3-12. 複数の事業所で「北九州エコプレミアム」の「エコサービス」を利用する計画をしています。補助対象経費として認められるのは、1事業所分の利用料ですか。それとも複数の事業所分の利用料ですか。

複数の事業所分の利用料が補助対象経費となります。

例えば、2つの事業所に3台ずつ空調があり、計6台の空調に対し「エコサービス」を利用するのであれば、6台分の利用料が補助対象経費となります。

ただし、事業実施期間に「エコサービス」を同じ機器に2回利用しても、補助対象経費として認められるのは初回分のみですので、ご注意ください。

Q3-13. 同じ事務室内にある蛍光灯8台をLED10台に更新する計画があります。台数が増えますが、補助対象となりますか。

トータルで省エネになる場合は補助対象となります。(例: $40W \times 8台 = 320W$
→ $10W \times 10台 = 100W$)

ただし、トータルで省エネになる場合でも、もともと照明のない倉庫や階段等にLEDを設置することは、更新ではなく新設となりますので、補助対象とはなりません。ご注意ください。

Q3-14. クリーニング店のボイラー・コンプレッサー、銭湯のボイラー等は対象となりますか。

省エネ効率が高いものを設置する場合は対象となります。

Q3-15. 賃貸住宅のオーナーが設置する「各入居者用の空調機」も対象となりますか。

省エネ効率が高いものを設置する場合は対象となります。

4 補助金交付申請について

Q 4 - 1. 申請書の提出部数は何部ですか。

2部です。正本1部と、正本をコピーした副本1部の計2部を提出してください。提出にあたっては、添付書類を含め、大きさをA4版に統一してください。

また、提出とは別に、申請者保管用としてもう1部コピーしてください。

Q 4 - 2. 複数の事業所への省エネ設備導入を計画していますが、事業所ごとに複数申請しなければなりませんか。

補助申請は、複数の事業所を一括して1件で申請してください。1事業者1申請となります。なお、事業計画書には、すべての実施場所、実施場所における実施内容を記載してください。

Q 4 - 3. 複数の事業所への省エネ設備更新を計画していますが、事業所ごとに消費エネルギーの見える化を図る機器の導入が必要ですか。

省エネに取り組むためには、事業所ごとに使用している電力量を把握することが重要ですので、事業所ごとに導入することが必要です。

Q 4 - 4. 過去に「北九州市中小企業省エネ設備導入促進事業」の補助交付を受け、省エネ改修を行いました。今回、申請することはできますか。

できます。

ただし、「北九州市中小企業省エネ設備導入促進事業」の補助交付の有無にかかわらず、「北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業」の補助交付は、1事業者につき1回です。

Q 4 - 5. 何をもって事業の開始、事業の完了とするのですか。

事業の開始は、補助対象事業のうち、経費の発生する設備の発注・工事の契約等、事業に着手したことをもって開始とし、契約書の日付・注文書の日付等で判断します。複数の発注・契約をしている場合、最も早い日が事業の開始日となります。

事業の完了は、経費の支払いが完了し、設備の所有権移転がなされたことをもって完了とし、領収書や振込記録の日付等で判断します。

消費エネルギーの見える化を図る機器類として、電力会社のサービスを活用する場合は、電力会社との契約締結を完了する必要があります。よって、契約締結日、領収書や振込記録の日付等のうち、最も遅い日が事業の完了日となります。

Q 4 - 6. 既に省エネ改修工事に着手していますが、補助申請できますか。

当補助金は交付決定後に着手（開始）する事業を対象としているため、既に着手している事業は、申請することはできません。

また、補助申請時点で事業を開始していなくても、補助金交付決定前に着手（開始）した事業は補助対象外です。

ただし、消費エネルギーの見える化を図る機器類については導入済であっても、申請できます。（導入済の機器類にかかった経費は補助金計算の対象外です。）

Q 4 - 7. 消費エネルギーの見える化への取組みとして、電力の供給元を、既存の電力会社から別の電力会社へ変更し、変更後の電力会社が提供する見える化サービス（インターネットサービス）を利用する予定です。交付決定前であっても、新しい電力会社と変更契約を締結することはできますか。

できます。当補助金は、交付決定後に着手（開始）する事業を対象としていますが、電力供給契約を変更する場合に限り、交付決定前であっても着手（契約締結）していただくことが可能です。その場合には、申請時に契約済であることが分かる書類をご提出する必要があります。

また、補助金の交付先として採択されなかったため、契約を解除・終了等し、違約金等を支払う必要が生じた場合であっても、本市がその費用を負担することはありませんので、ご注意ください。

Q 4 - 8. 申請書に押印する印鑑に決まりはありますか。

申請書や報告書、請求書等、当補助金に関する書類に押印する印鑑は、補助事業者の代表者印（会社名と役職名が入ったもの）となります。個人事業主の場合は、補助金の振込先となる金融機関の届出印を押印してください。

提出書類には全て同じ印鑑を使用してください。異なる印鑑を使用した場合は再提出をお願いすることになります。

Q 4 - 9. 省エネ診断を受けなくても申請できるのですか。

できます。

なお、北九州市が認定する講座を修了した省エネ診断員による省エネ診断や一般財団法人省エネルギーセンターなどの公的機関の省エネ診断において、効果が高いとして提案された内容に沿った事業を行う場合は、審査においてプラス評価をします。

これら省エネ診断を受けている場合、診断を行った方の氏名が記載された報告書等を申請書に添付して提出していただく必要があります。

Q 4 - 1 0. 補助金に関する大まかなスケジュールを教えてください。

申請いただいた全事業所について、現地を訪問し、申請内容を確認します。また、実績報告の提出後は、完了確認を行います。その際は、担当者の立会いをお願いします。

《スケジュール》

申請期間	4月16日（月）～6月15日（金）
受付時間	平日9:15～16:30（事前予約要）
申請内容現地確認	申請受付後随時～7月
交付決定	8月上旬
補助事業実施	交付決定後～平成31年2月
実績報告締切	補助事業完了後20日以内又は平成31年2月28日までのいずれか早い日まで
完了確認	実績報告提出後随時

※申請状況等によりスケジュールが前後することがあります。あらかじめご了承ください。

Q 4 - 1 1. 環境省の「CO2削減ポテンシャル診断推進事業」も審査においてプラス評価の対象ですか。

プラス評価の対象です。

診断を行った方の氏名が記載された報告書等を申請書に添付して提出してください。

Q 4 - 1 2. 次のような場合、第2号様式の所在地はどのように記載したらよいですか

- ①本社が東京にあって、北九州市にある工場に省エネ設備等を導入する場合
- ②個人事業主で、住居とは別の場所にある個人事務所に省エネ設備等を導入する場合

第2号様式の事業計画書枠内は「設備を導入する事業所」の所在地を記載していただくものです。したがって

- ①の場合は、北九州市にある工場の所在地
 - ②の場合は、個人事務所の所在地
- を記入してください。

Q4-13. 第1号様式別紙1の主な株主と比率はどのように記載したらよいですか

本事業では「みなし大企業」（発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者）は補助対象者になることができません。

「みなし大企業」でないことを確認するため、各株主の比率の合計が、総数の1/2以上に達するまで、株主名とその比率を記載してください。

例えば、A社35%、B社25%、残りの40%を8社が5%ずつ保有している場合は、「A社35%、B社25%」と記載してください。

5 その他

Q5-1. 補助事業の採択・不採択はどのように決まりますか。

補助事業の採択にあたっては、補助要件を満たしているものの中から、事業計画書等により、エネルギーの見える化方策やエネルギー削減量などの環境効果、計画性、経済性、本市施策との整合性などを総合的に審査し、採択する事業を決定します。

また、環境マネジメントシステム（EA21、ISO14001など）の認証取得、「北九州エコプレミアム」の「エコプロダクツ」の採用、省エネ診断の受診、産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度の認定事業者、小規模企業者の申請についてはプラス評価します。

Q5-2. 「北九州エコプレミアム」とは何ですか。

環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた製品や技術、産業活動として、北九州市が選定した製品やサービスのことです。詳しくは HP (<http://www.kitaq-ecotown.com/ecopremium/>) をご覧下さい。

Q5-3. 補助の交付決定後に申請を変更することは認められますか。

補助金の採択にあたっては、上記の審査を経て、決定していることから、申請者は実施計画書に記載した内容を誠実に実施していただく必要があります。このため、申請者の責任ではないやむを得ない理由がない限り、変更は認められません。やむを得ない理由による変更についても、変更申請書を提出し、承諾を得ることとなっていますので、ご注意ください。

なお、変更申請をすることなく計画変更を行った場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

Q5-4. 事業を行うにあたり資金を借り入れて実施しようと考えていますが、市の「環境産業融資」、「新成長戦略みらい資金」を利用することができますか。

他の補助金との併給はできませんが、「環境産業融資」、「新成長戦略みらい資金」はあわせて利用することができます。

詳しくはHP (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00200038.html>) 等をご覧ください。

Q5-5. 補助採択後の事務手続等で気を付ける点がありますか。

補助金の交付決定後、採択された事業者を対象とした事務説明会を開催し、この場で間違いやすい点、注意する点などを説明することとしていますので、必ず参加をお願いします。